

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年11月25日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第23号

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(開成町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 16 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 16 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第 16 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員(第 20 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 71.25</u> 」とする。 4～7 (略)	(期末手当) 第 16 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 16 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第 16 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員(第 20 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100 分の 122.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 68.75</u> 」とする。 4～7 (略)

改正後	改正前
(勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

一般職給料表

職員の 区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
-----------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	221,700	251,000	281,200	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	223,000	252,100	282,500	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	224,300	253,200	283,800	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	225,600	254,300	285,000	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	226,700	255,400	286,200	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	227,800	256,400	287,300	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	228,900	257,400	288,900	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	230,000	258,400	290,400	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	231,500	259,400	291,900	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	233,000	260,400	293,400	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	234,500	261,300	294,900	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	236,000	262,300	296,300	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	237,500	263,300	297,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	239,000	264,300	298,800	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	240,500	265,300	300,300	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	242,000	266,300	301,800	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	243,400	267,300	303,200	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	244,800	268,300	304,600	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	246,200	269,300	305,700	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	247,400	270,300	306,700	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	248,600	271,300	307,900	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	249,800	272,300	309,100	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	251,000	273,300	310,700	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	252,100	274,300	312,300	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	253,200	275,300	313,900	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	254,300	276,400	315,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	255,400	277,400	317,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	256,400	278,700	318,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	257,400	280,000	320,200	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	258,400	281,200	321,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	259,400	282,500	323,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	260,400	283,800	325,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	261,300	285,000	326,600	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	262,200	286,200	328,000	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	263,100	287,300	329,700	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	263,900	288,500	331,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	264,700	289,800	333,000	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	265,500	291,100	334,200	367,800	395,300	439,500	471,800

	39	236, 400	266, 300	292, 400	336, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
	40	237, 300	267, 000	293, 400	337, 800	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
	41	238, 200	267, 800	294, 400	339, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
	42	239, 100	268, 600	295, 500	340, 900	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
	43	239, 900	269, 300	296, 600	342, 500	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
	44	240, 700	270, 000	297, 800	344, 100	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
	45	241, 400	270, 800	298, 900	345, 700	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
	46	242, 000	271, 600	300, 100	347, 400	376, 200	403, 400	445, 000	
	47	242, 600	272, 300	301, 300	349, 200	377, 100	404, 100	445, 400	
	48	243, 200	273, 000	302, 600	351, 000	377, 900	404, 800	446, 100	
	49	243, 800	273, 800	303, 900	352, 800	378, 700	405, 400	446, 600	
	50	244, 400	274, 600	305, 200	354, 300	379, 500	406, 000	447, 000	
	51	245, 000	275, 300	306, 500	355, 700	380, 300	406, 500	447, 400	
	52	245, 500	276, 000	307, 800	357, 100	381, 000	406, 900	447, 800	
	53	246, 000	276, 700	309, 100	358, 500	381, 700	407, 300	448, 200	
	54	246, 400	277, 400	310, 400	360, 000	382, 400	407, 500	448, 600	
	55	246, 700	278, 100	311, 700	360, 800	383, 100	407, 800	449, 000	
	56	247, 000	278, 800	313, 000	361, 800	383, 800	408, 100	449, 300	
	57	247, 300	279, 500	314, 300	362, 800	384, 300	408, 400	449, 600	
	58	247, 600	280, 200	315, 400	363, 700	384, 900	408, 700	450, 000	
	59	247, 900	280, 900	316, 300	364, 800	385, 500	409, 000	450, 300	
	60	248, 200	281, 500	317, 600	365, 700	386, 200	409, 300	450, 600	
	61	248, 500	282, 200	318, 900	366, 700	386, 600	409, 500	450, 900	
	62	248, 800	282, 800	320, 200	367, 600	387, 200	409, 800		
	63	249, 100	283, 500	321, 400	368, 300	387, 800	410, 100		
	64	249, 400	284, 100	322, 700	369, 000	388, 300	410, 400		
	65	249, 700	284, 800	323, 900	369, 600	388, 700	410, 600		
	66	250, 000	285, 400	325, 100	370, 000	389, 300	410, 900		
	67	250, 300	286, 100	326, 400	370, 600	389, 900	411, 200		
	68	250, 600	286, 700	327, 500	371, 300	390, 400	411, 500		
	69	250, 900	287, 400	328, 600	372, 000	390, 800	411, 700		
	70	251, 200	288, 000	329, 700	372, 300	391, 300	412, 000		
	71	251, 500	288, 500	330, 400	373, 000	391, 800	412, 300		
	72	251, 800	289, 000	331, 300	373, 700	392, 400	412, 500		
	73	252, 100	289, 600	332, 000	374, 300	392, 700	412, 700		
	74	252, 400	290, 100	332, 800	374, 600	393, 100	413, 000		
	75	252, 700	290, 700	333, 600	375, 100	393, 500	413, 300		
	76	253, 000	291, 200	334, 000	375, 700	393, 900	413, 500		
	77	253, 300	291, 700	334, 600	376, 300	394, 200	413, 700		

	78	253,600	292,300	335,300	376,600	394,500	414,000		
	79	253,900	292,900	336,100	377,200	394,800	414,300		
	80	254,200	293,400	336,800	377,900	395,000	414,500		
	81	254,500	293,900	337,500	378,500	395,200	414,700		
	82					395,500	415,000		
	83					395,800	415,300		
	84					396,000	415,500		
	85					396,200	415,700		
	86					396,500			
	87					396,800			
	88					397,000			
	89					397,200			
	90					397,500			
	91					397,800			
	92					398,000			
	93					398,200			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	245,000	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者	(期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者

改正後	改正前
の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100 分の 105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用	の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100 分の 107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用

改正後	改正前
短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 51. 25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 （略）

（開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年開成町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
（給与に関する特例） 第4条 第2条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員（以下「特定任期 付職員」という。）には、次の給料表を適 用する。	（給与に関する特例） 第4条 第2条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員（以下「特定任期 付職員」という。）には、次の給料表を適 用する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392, 000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440, 000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492, 000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555, 000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>392, 000</u>	2	<u>440, 000</u>	3	<u>492, 000</u>	4	<u>555, 000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380, 000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427, 000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477, 000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539, 000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>380, 000</u>	2	<u>427, 000</u>	3	<u>477, 000</u>	4	<u>539, 000</u>
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>392, 000</u>																								
2	<u>440, 000</u>																								
3	<u>492, 000</u>																								
4	<u>555, 000</u>																								
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>380, 000</u>																								
2	<u>427, 000</u>																								
3	<u>477, 000</u>																								
4	<u>539, 000</u>																								
2～5 （略）	2～5 （略）																								

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（開成町職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。